



題字 原田 銀

No. 814

2016/ 11/25

日中友好新聞

発行所
日本中国友好協会
〒113-0033 東京都中央区
西船場1-1-1073ビル

日中友好協会
岡山支部
〒703-8256
岡山市東区3-8-30 514
TEL:0861272-3010
郵便番号1100
01250-04-3935

日中友好協会
倉敷支部
〒713-8914
倉敷市遊島中央1-8-4
(宮地方)
TEL/FAX:0861445-2711

日中友好協会岡山支部ホームページ
http://rzhong.biz/
メールアドレス
rzhong86@hotmail.co.jp



神戸地裁勝訴判決10周年にあたって

— 孤児支援の初心に返る —

11月11日、則武弁護士から中国残留日本人孤児国家賠償訴訟・神戸地裁勝訴判決10周年記念集会への参加要請文(資料1)を受け取った。

12月20日に関東地区の孤

児が、国を相手に訴訟を起した記事を思い出した。退職(2003年3月)後に、すべきことを決めた日でもある。岡山訴訟は2003年9月、3人の「孤児」(高杉・横山・大森)と岡山合同法律事務所を訪ねたことから始まった。2004年2月20日に第一次訴訟を提起した。このとき原告の平均年齢は、63.5歳になっていた。その後岡山原告団は、香川県在住も含めて2005年6月22日までに第四次訴訟を提起し、合計27人になっていた。そして、200

8年2月21日に取り下げた。私はこの間「中国残留孤児訴訟を支える岡山県民の会」の事務局長として頑張った。署名活動や、通訳の手配、裁判傍聴の組織、国会議員要請などあらゆる活動に取り組み、募金活動でも訴訟を支えた。さらに公民館や学校などで、学習会、講演会、餃子づくりなどで「中国残留孤児」の歴史と現状について話した。退職後14年間の日々が走馬灯のように浮かんできた。

12月4日には、則武弁護士、高杉さん(元原告団団長)とともに参加の予定である。小林軍治 写真は提訴に向かう岡山の原告たち(当時の山陽新聞から)



(資料1)

位各

2016 (平成28)年11月9日
中国残留日本人孤児国家賠償訴訟
神戸地裁勝訴判決10周年記念集会実行委員会

共同代表 初田 三雄

同 宗藤 泰而

同 植田 恒陽

中国残留日本人孤児国家賠償訴訟・神戸地裁勝訴判決10周年記念集会

(ご案内)

日頃より中国残留日本人孤児並びに中国帰国者の諸活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、中国「残留孤児」国家賠償請求訴訟について、2006(平成18)年12月1日に神戸地裁が原告勝訴判決を出してから10年が経過します。

神戸地裁判決は、戦闘員でない一般の在満邦人を「無防備な状態においた政策は、自国民の生命・身体を著しく軽視する無慈悲な政策であったというほかない」として「政府としては、可能な限り、無慈悲な政策によってもたらされた自国民の被害を救済すべき高度の政治的な責任を負うものと考えなければならない」と述べ、政府が「留守家族の身元保証を要求する措置」をとったり、「身元保証に代わる特別身元保証といった入管法が求めているわけでもない手続の履践を求める措置」をとったため、身元未判明孤児や留守家族の協力を得られない身元判明孤児の帰国を違法に制限した、と明確に指摘しました。さらに、判決は、「政府関係者(厚生大臣)は、条理により、残留孤児が日本社会で自立して生活するために必要な支援策(日本語の修得、就労・職業支援、自立までの生活保持に向けた支援策)を講ずべき法的義務(自立支援義務)があったということが出来る」として国に残留孤児の自立を支援する法的義務を認めました。また、判決は、残留孤児に対する自立支援策が、拉致被害者に対するそれよりも「貧弱でよいわけがない」とも述べています。

「わたしたちは、なにじんですか?」と訴える全国15地裁、原告総数約2200人(残留孤児の約90%)の集団訴訟による必死の闘いと神戸地裁勝訴判決を経て、中国残留邦人等支援法にもとづく支援策により一定の生活改善が図られることになりました。

しかし、残留孤児の「日本の地で、日本人として、人間らしく生きる権利」を保障するには決して十分なものではありませんでした。現在、戦争が終わって70年以上が経過し、残留孤児には高齢者介護の問題が厳然たる言葉の壁を伴って立ちはだかっています。また二世や三世もぎりぎりの生活を強いられ、年金問題、医療通訳問題など多くの問題に直面しています。今あらためて原点に立ち返り全国15地裁集団訴訟並びに神戸地裁勝訴判決の意義を問い、勝訴に至る原告団、弁護士、支援者の活動を振り返り、現在直面する諸問題へ対処する指針としたいと考えます。どうぞ奮ってご参加ください。

記

神戸地裁勝訴判決10周年記念集会

日程:12月4日(日)午前10時30分~午後1時

場所:ふたば学舎(神戸市立地域人材支援センター)※JR新長田駅から南西に徒歩13分

[本件に関するお問い合わせ先]: 〒650-0025神戸市中央区相生町1-2-1東成ビル4階

あいおい法律事務所 弁護士大槻倫子 電話078-371-2060 以上

洛陽市を訪ねて —大森市長のメッセージ—

日中友好協会倉敷支部・岡山支部は、11月15日から19日まで「中原古都を訪ねる旅」を企画し、洛陽市を訪問しました。岡山市と洛陽市は友好都市協定を締結している姉妹都市です。訪問団に、岡山市長から次のようなメッセージを託されたので紹介します。

洛陽市人民対外友好協会
常務副会長 張松峰 様

晩秋の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

岡山市と洛陽市は、1981年に友好都市協定を締結して以来、様々な分野の交流の成果を積み重ね、今年35周年という節目の年を迎えました。これもひとえに、洛陽市人民政府及び洛陽市人民対外友好協会関係者の皆様の熱意とご尽力の賜物であり、様々な形で両市ひいては日中両国の交流の推進に大きな役割を果たしていただいていることに対し、深く感謝と敬意を表する次第です。

さて、11月17日に、日本中国友好協会の栗本泰治氏をはじめとする訪問団が洛陽市を訪問されます。日本中国友好協会は日中両国民の相互理解と友好を深め、アジアと世界平和に貢献することを目的として活動されており、このたび、「悠久の中原古都」を訪ねる旅行を企画され、洛陽市を訪ね、貴協会の皆様とも交流されるとお聞きしました、つきましては、同訪問団の洛陽市での滞在が有意義なものとなりますよう、貴職のご高配を賜りたく、何卒よろしくお祈り申し上げます。

今後とも、岡山市と洛陽市の間で、素晴らしい友好関係が続くことを祈念するとともに、このたびの訪問が、両市のさらには両国の友好交流の発展に一層寄与することを期待いたしております。

最後に、貴職のますますのご健勝とご活躍並びに貴協会の一層のご発展を心からお祈り申し上げます。

2016年11月9日
日本国岡山市
市長 大森雅夫

ちっちゃんの家のお祭り

初めて福祉施設のさっちゃんの家のお祭りに参加させていただき、岡田先生と仲間6人で太極拳の表演をしました。場所が狭く、後ろの人にぶつかるのではと、後ろを見てしまい、前を向きなおした時、違った動きとなり、皆さんに迷惑をかけてしまいました。

オープニングの太鼓の響きは、心踊るものがありました。

中学生4人のダンスも感動しました。皆で踊った民謡も思いのほか楽しかったです。地域の人々の協力の凄さは、一重にさっちゃんの家が大勢の人たち大切にされているからでしょう。そして、おいしい焼きそばをご馳走になり、楽しい一日でした。

西大寺 大森マサ子

「和平共存」の額がわが家に

竹内和夫

11月5日号のニュース「おかやま」に書きました内山完造さんの扁額を、タクシーに乗せて、わが家に持ってきました。

地方自治会館にあった額は、所有者がわからず、自治労連の花田さん、平和委員会の中尾さん、市職労の太平さんたちと相談して、日中友好協会岡山支部で、しばらく預かることにしました。

すでに竹内宅にある「日中友好」の額のように、修理表装しておこうと思います。

よく知られているように、内山完造さんは岡山県後月

郡吉井村(現井原市芳井町吉井)に生まれ、キリスト教の洗礼を受け、上海に内山書店を開き、魯迅の生命を庇護する。1959年74才で死去、上海の墓地に埋葬されました。

次回の新聞送付作業は

12月1日(木)午後1時半から

民主会館2階で行います。

前回お手伝いくださった方です。

林田和製
小曾竹内井
竹内坪井

岡山県母親大会 記念講演

『私たちは戦争をする国づくりを許さない』

—平和な日本・沖縄を—

講師 三上智美さん

11月6日日曜日に久米南町文化センターで開催された記念講演を聞いてきました。当日会場では座席に座りき

れない方々が、立って聞いていました。

三上さんは1995年から琉球朝日放送に移籍され、2012年 標的の村々国に訴

えらえた沖縄・高江の住民たち」でテレメンタリー年間優秀賞他多くの賞を受賞されています。2013年に同作品を90分の映画版に再編して劇場公開されています。2014年3月をもって琉球朝日

放送を退職され、2015年ドキュメンタリー 戦場ぬしみ(いくさばぬどうどうみ)を公開されています。

約90分の持ち時間をいっぱい使って、時には涙ぐみながら、真剣に沖縄について語られました。沖縄で起きた出来事を琉球朝日放送で取り上げて、東京の全国ネットで

放送されることはほとんどないとおっしゃっておられました。

真田紀子